

2024年6月25日

各位

株式会社 浅川組
取締役社長 西口 伸

(本件に関するお問い合わせ先)
取締役 経営企画部長 前川 佳輝
TEL : 073-423-7161

建設業法に基づく監督処分について

このたび、弊社は和歌山県様発注の長井古座線（仮称八郎山トンネル）道路改良工事において、粗雑な工事や虚偽報告を行ったことにより、本日付けで、国土交通省近畿地方整備局より建設業法第28条3項の規定に基づく営業停止命令及び役員に対する同法29条の4第1項の規定に基づく営業の禁止命令を受けましたので下記のとおりお知らせします。

今回の件により、お客様をはじめ関係者の皆様には多大なるご心配とご迷惑をおかけすることとなり、心より深くお詫び申し上げます。

弊社は、2024年1月17日に公表した再発防止策の徹底に取り組んでまいりましたが、今般の処分を厳粛に受け止め、引き続き全社をあげて信頼回復に努めてまいります。

記

1. 処分の原因となる事実

和歌山県様発注の長井古座線（仮称八郎山トンネル）道路改良工事において、弊社を代表者とする特定建設工事共同企業体は、2022年9月に和歌山県様の検査を受け工事を完了した。2022年12月、同トンネルの照明施設整備工事において、覆工コンクリート内に空洞の存在が判明した。その後、和歌山県様が設置した有識者による技術検討委員会の調査等により、粗雑な工事や虚偽報告の事実が発覚した。このことが、建設業法第28条第1項第2号（建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき）に該当すると認められたため。

2. 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

1) 営業停止の範囲

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域内における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

（注1）「土木工事業に関する営業」とは注文者から土木工事を請け負う営業をいう。

（注2）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

2) 営業停止期間

2024年7月10日（水）から2024年8月18日（日）までの40日間

3. 建設業法第29条の4第1項の規定に基づく役員の営業禁止命令

建設業法第28条3項の規定により営業の停止を受けた範囲について、新たに営業を開始すること及び営業を目的とする他の法人の役員等となることを禁止された。

1) 禁止を命じられた役員

取締役10名、監査役2名、執行役員7名

2) 営業禁止期間

2024年7月10日（水）から2024年8月18日（日）までの40日間

以上